

【 国民健康保険税について 】

■地方税法施行令の改正により、軽減の判定方法および賦課限度額が変わります。

改正内容	① 5割軽減の判定方法が変わります <次頁 表中(ア)>
	平成27年度 判定額 … 33万円+26万円×(被保険者数+※特定同一世帯所属者数)
	⇒平成28年度 判定額 … 33万円+ 26.5万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	② 2割軽減の判定方法が変わります <次頁 表中(イ)>
	平成27年度 判定額 … 33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	⇒平成28年度 判定額 … 33万円+ 48万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
③ 賦課限度額が引き上げられます <下表(ウ)>	
平成27年度 医療保険分52万円、後期高齢者医療支援分17万円	
⇒平成28年度 医療保険分 54万円 、後期高齢者医療支援分 19万円	

なお、所得割額に係る税率、平均割額、均等割額は平成27年度から変更がありません。

※特定同一世帯所属者

後期高齢者医療の被保険者のうち、次の①および②に該当する人をいいます。

①後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の資格を有する人

②後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である人に限る）と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

■平成28年度の国民健康保険税の税率などは、次のとおりです。



▼国民健康保険税の税率および計算方法

内 訳	計算方法	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成27年中の総所得金額等－基礎控除(33万円)の額に右の税率を乗じて得た額	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000円	7,000円	15,000円
C 平等割額	1世帯につき	24,000円	7,000円	/
年間保険税	A+B+C	賦課限度額 54万円(ウ)	賦課限度額 19万円(ウ)	賦課限度額 16万円

※ただし賦課限度額まで

◎国民健康保険税は世帯単位で賦課され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも世帯内に被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

◎国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり、それぞれ被保険者の所得や世帯の被保険者数に応じて算定する所得割額・均等割額・平等割額を合計して算出します（医療保険分・

後期高齢者医療支援分はすべての被保険者で算定し、介護保険分は40歳から64歳の人で算定します）。

◎介護保険分は、65歳到達月以降の月分を賦課していません。年度途中の40歳到達者分は40歳到達月以降に賦課します。

◎年度途中で75歳になられる人は後期高齢者医療制度に移行するため、あらかじめ75歳到達月以降の国民健康保険税を賦課していません。

国民健康保険税の

軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額が次の額に軽減されます。

※軽減判定をする際には、国保加入の有無を問わず世帯主の所得を含めて判定します。また、世帯構成に変更がない場合は、後期高齢者医療制度への移行者(75歳以上の人の)の所得も含めて判定します。

※65歳以上の人で公的年金収入がある場合、公的年金などの雑所得から15万円(上限)を差し引いた金額で軽減の判定をします。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯につき)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減のない世帯	24,000円	7,000円	15,000円	24,000円	7,000円
7割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下	7,200円	2,100円	4,500円	7,200円	2,100円
5割軽減世帯(ア) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	12,000円	3,500円	7,500円	12,000円	3,500円
2割軽減世帯(イ) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	19,200円	5,600円	12,000円	19,200円	5,600円



■同じ世帯内で75歳になられた人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合は、軽減措置があります。
(申請は不要)

・現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合は、同様の軽減を受けることができます。

・75歳になられた人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合(特定世帯)、5年間は平等割額が2分の1となります。さらに、5年経過した後も世帯構成に変更がない場合(特定継続世帯)は、継続して3年間、平等割額が4分の3となります。

■75歳になられた人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳~74歳の人が(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。(申請は初年度のみで2年度目以降の申請は不要)

・所得割額は賦課しません。
・均等割額が2分の1になります。

・世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

■徴収の猶予または税額の減免

・災害など特別な事情がある場合は、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課賦課徴収係までお問い合わせください。